

アーク溶接作業を行う事業主様へ

(一社) 七尾労働基準協会
TEL : 0767-52-5343

令和3年4月1日、アーク溶接による溶接ヒュームに関して、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等が改正・施行されました。

※今回、アーク溶接作業に発生する溶接ヒュームが、塩基性酸化マンガンによる神経機能障害や肺がん等の健康障害をひき起こすおそれがあることが明らかとなり、特定化学物質に加えられることとなりました。

【アーク溶接に伴う溶接ヒュームによる健康障害防止への対応について】

①溶接ヒュームへの接触・吸引等防止対策

防塵マスク・換気装置・その他の対策が必要となります。
詳細は、当七尾労働基準協会ホームページのトップページ・新着情報にリーフレット等掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

②その他健康障害防止対策

・特定化学物質作業主任者の選任

令和4年4月1日から、アーク溶接作業等には「特定化学物質及びアルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者から作業主任者を選任しなければなりません。
⇒ 当協会では令和3年度、上記技能講習を8月・9月・10月・1月・2月に開催します。
※作業主任者技能講習の案内書・申込書は、当協会HPに掲載しています！

・特殊健康診断の実施等

アーク溶接等作業に常時従事する労働者は、雇入れ時等または6カ月以内ごとに1回、定期的に特殊健康診断を実施しなければなりません。
⇒ 当協会では令和3年度からの集団健診で対応いたします。
※健診内容・問診+握力検査（じん肺健診は従前どおり実施）

・溶接ヒュームの濃度測定等

換気装置や呼吸用保護具の選定のため、最初に個人暴露測定が必要となります。
⇒ 当協会では環境測定機関の紹介・手続き窓口業務を行います。(別紙参照)

屋内でアーク溶接等作業を行う事業所 様へ

(一社)七尾労働基準協会

溶接ヒュームの個人暴露測定のご案内

令和3年4月1日、特化則が改正施行され、「金属アーク溶接の溶接ヒューム等」が特定化学物質となります。本改正によって、屋内でアーク溶接等作業を行う事業所では、令和4年3月31日までに、個人暴露測定による溶接ヒュームの濃度測定を行うことが必要となります。

(規制内容につきましては、別紙リーフレット➡[コチラ](#) をご参照ください)

溶接ヒュームの濃度測定を依頼または相談ご希望の事業所様は、下記「測定・相談申込書」に必要項目をご記入の上、当協会まで FAX(0767-52-2427) 下さい。後日、石川作業環境測定協会の会員機関様から詳細につきご連絡させていただきます。

(一社)七尾労働基準協会あて FAX:0767-52-2427

申込日 月 日

溶接ヒュームの測定・相談申込書			
事業所名			
住所			
フリガナ			
ご担当者お名前			
ご所属			
TEL		FAX	
Eメールアドレス			
通信欄	※測定機関・その他、ご希望等あればご記入ください。		

石川県作業環境測定協会 会員一覧 (測定機関)

会員名	TEL FAX	担当者	E-mail
1 石川県予防医学協会	076-269-2344 076-269-2391	小間(こま)	k-koma@yobouigaku.jp
2 エオネックス	076-238-9685 076-238-7728	木村(きむら)	n-kimura@chika.co.jp
3 金沢環境サービス公社	076-241-3191 076-241-7225	小津(こづ)	kodu@kanazawa-esp.jp
4 環境公害研究センター	076-268-5330 076-268-9626	森(もり)	h-mori@nsknet.or.jp
5 大和環境分析センター	076-277-3733 076-277-3139	奈良崎(ならさき)	narasaki@yamatokankyo.co.jp